

裁 決 書

審査請求人 [Redacted]

上記審査請求人の代理人弁護士	南 部 弘 樹
同	深 谷 拓
同	倉 持 恵
同	安 田 純 治
同	安 藤 裕 規
同	大 峰 仁
同	齊 藤 正 俊
同	渡 邊 純
同	越 前 谷 元 紀
同	菅 波 香 織
同	広 田 次 男
同	米 村 俊 彦

福島県福島市五老内町3-1
処分庁 福島市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成22年11月19日付けで提起のあった、福島市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づき平成22年9月24日付けで請求人に対して行った生活保護廃止処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 要

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

[Redacted]

[Redacted text block]

第2 請求人の主張

請求人が審査請求書及び反論書により主張した要旨は次のとおりである。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

第3 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めているというものであり、その理由とするところは次のとおりである。なお、[Redacted] [Redacted] については言及しないとしているものである。

1 生活保護受給中の自動車所有について

① 自動車保有の要件

生活用品としての自動車は、単に日常生活の利便に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないとされている。その上で、保有を容認しなければならない事情もあると思われるので、具体的には課長通知により通勤用の自動車と障害者の自動車保有について一定の条件のもとに認められているものである。

ア 通勤用自動車の保有については、障害者が自動車により通勤する場合のほか、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者や困難な地域にある勤務先に通勤する場合、深夜勤務等の業務に従事している者が通勤する場合に条件を限定して認められている。

イ また、障害者（児）が通院等のために自動車を必要とする場合であって、①定期的に利用することが明らかで、②公共交通機関の利用が困難なため自動車以外

に通院等を行うことがきわめて困難であり、③処分価値が小さいか構造上身体障害者用に改造してあるもので必要最小限のものであり、④ガソリン代を除く維持費が、この維持費に充てることを特定した他からの援助や他施策の活用等により確実にまかなわれる見通しがあり、⑤障害者自身が運転するか通院等のために生計同一者若しくは介護者が運転することのすべての要件を満たした場合に認められている。

ウ さらに、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車が必要とする場合であって、①定期的に利用することが明らかで、②他法他施策による送迎サービスや扶養義務者による送迎等の活用が困難で、地域の実態に照らし、社会通念上妥当と判断される等、自動車による通院等が真にやむを得ない状況であると認められること、③処分価値が小さく必要最小限のものであり、④ガソリン代を除く維持費が、この維持費に充てることを特定した他からの援助や他施策の活用等により確実にまかなわれる見通しがあり、⑤当該者自身が運転するか通院等のために生計同一者若しくは介護者が運転することのすべての要件を満たした場合に認められるとされている。

(2)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者や困難な地域にある勤務先に通勤する場合に該当するか

[Redacted text block]

イ これらのことから、請求人は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者や困難な地域にある勤務先に通勤する場合には該当しないといえる。

ウ 通院している市内の医療機関が自宅からやや遠いということが直ちに公共交通機関の利用が著しく困難な理由とはならないと考える。

(4) 自動車処分の必要性について

[Redacted text block]

イ 生活保護は、必要最低限の生活費を支給するものである。所有する財産の処分価値が小さいかどうかは地域の実情を勘案した上、社会通念で判断することが最も妥当とされているが、[Redacted] 最低限の生活費の中から自動車保有にかかる必要経費を支出した上で、さらに借金の支払いを続けつつ所有することを本制度は容認しているものではないと考える。

ウ 仮にこの借金の支払いを待ってもらっているとしても、いわゆるローン付の自動車を保有しているものであり、生活保護制度においてその保有は、原則認められるには至っていない。

2 弁明の機会の付与の有無について

以下のように本市では弁明の機会を付与しており、弁明日の前日にあった請求人からの [Redacted] という電話での要求に対しても真摯に対応すべく何度か連絡したものの返信のない状態にあったものであり、 [Redacted] という主張は受け入れられないものである。

(1) 生活保護の変更、停止又は廃止を前提にした法第62条第4項の規定に基づいた弁明の機会の付与については、弁明の日時を [Redacted] とする通知を [Redacted]

- に発出した。
- (2) これに対し、弁明日の前日である [redacted] に請求人から [redacted] との電話連絡が入ったが、担当者不在のため弁明日当日である [redacted] に、請求人へ電話連絡をした。
 - (3) しかし、この電話に回答がないため留守番電話に [redacted] とのメッセージをいれたが返信はなく、その後 [redacted] にも同様に電話をしたものの電話の回答がなく、留守番電話への返信依頼にも返信はなかった。
 - (4) なお、請求人が述べている [redacted] の連絡はファックスではなく電話であり、[redacted] に再度弁明の機会を設けてほしいとのファックスは受信していない。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 法第27条による指示違反に対しては法第62条第3項により保護の変更、停止又は廃止ができるものであるが、本市では早急な対応をせずに請求人の自発的な行動を期待して再三にわたり指示を繰り返していたものである。しかし、最初の文書指示から1年以上経過しても指示に従うことはなかったため本件処分に着手したものであり、[redacted] の請求人の主張は受け入れられない。
- (2) また、請求人から電話があった際には、保護廃止後の手続きについて説明するとともに、今後生活が困窮した際には改めて生活保護の申請をするよう説明しており、本件処分に係る保護決定通知書を送付する際にも、添付書類にて廃止後の手続きについて説明するとともに、今後生活が困窮した際には改めて生活保護の申請をするよう記載しており、さらに保護廃止月の [redacted] と請求人の通常収入を考慮すると、[redacted] との主張には当たらないものである。
- (3) なお、担当民生委員に対しても、請求人の保護廃止を連絡するとともに、当該世帯の今後の見守りや、今後生活困窮となった際には改めて生活保護の相談に来庁するよう助言することを依頼している。

第4 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及びそれらの添付書類、また、処分庁から提出された弁明書、再弁明書及び本件処分に関する書類から、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、[redacted] 付けで処分庁に保護申請のうえ、[redacted] に保

護開始が決定となった。なお、保護の適用は申請日からであった。

(2) 処分庁は、[redacted] 請求人に対する自動車の処分につき、法第27条の規定に基づく文書指示を決定し、[redacted] 請求人の自宅を訪問した際に、同指示の文書を交付した。以後、本件処分が行われるまで、都合6度の文書指示を行った。また、[redacted] ほか複数回にわたり、処分庁の職員は処分庁を訪れた請求人に対し、自動車の処分を口頭により指導した。

(3) [redacted] 請求人は処分庁を訪れ、[redacted] 旨の申立てを行った。また、同日の処分庁のケース記録には、[redacted] と記録されている。

(4) [redacted] 請求人ほか処分庁を訪れ、[redacted] 旨の申立てを行った。なお、この際、請求人は、[redacted] と記載した書面を提出した。

(5) [redacted] 処分庁は、請求人が [redacted] 付けで発出した「福島市福祉事務所長」ほかに宛てた書面を収受した。なお、当該書面において請求人が主張した [redacted] については、上記(4)の書面と同趣旨であると認められた。

(6) [redacted] 処分庁は、請求人からの上記(4)、(5)の申立てを認識した上で、今後の処分指導の可否についてケース診断会議を開催し検討を行った。なお、その結果は、[redacted] というものであった。

(7) [redacted] 請求人は処分庁を訪れた際に、[redacted] 旨、申立てた。

(8) [redacted] 処分庁は、請求人から [redacted] とする就労報告書を収受した。なお、当該報告書において、[redacted] との内容が記載されていた。

(9) [redacted] 処分庁は、請求人より [redacted] との電話連絡を受けた。なお、処分庁は、後日、[redacted] を送付した。

(10) [redacted] の2度、処分庁の職員が請求人の自宅を訪れた。なお、請求人が不在のため、面会はできなかった。

(11) [redacted] 処分庁は、請求人が [redacted] 付けで発出した処分庁の職員に宛てた書面を収受した。なお、当該書面において、請求人が申し立てる [redacted] は概ね次のとおりである。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- (12) [REDACTED] 処分庁は、請求人に対して法第62条の規定による弁明の機会を [REDACTED] に設ける旨の通知 [REDACTED] を発出し、請求人は当該通知を受けた。なお、当該通知書には、指定日時に不都合がある場合は、前日までに申し出ることとされていた。
- (13) [REDACTED] 請求人は、処分庁に電話をし、 [REDACTED] 旨の連絡を行い、処分庁はこの連絡を受けた。
- (14) 請求人からの上記(13)の電話に対し、処分庁は [REDACTED] に請求人へ電話連絡を行った。
- (15) [REDACTED] 請求人は、弁明に出頭しなかった。
- (16) [REDACTED] 請求人は、 [REDACTED] にて生活保護関係の届出を提出した。
- (17) [REDACTED] 請求人は、保護費受領のため、処分庁を訪れた。
- (18) [REDACTED] 処分庁は、ケース診断会議を開催し、 [REDACTED] [REDACTED] 付けで廃止するとの結論に達した。
- (19) [REDACTED] 請求人は、処分庁に電話をし、処分庁の職員より保護廃止になる旨を伝えられた。
- (20) 処分庁は、指導指示違反により生活保護を廃止する [REDACTED] 旨を記した、 [REDACTED] 付け保護決定通知書を発出し、請求人はこれを受け取った。
- (21) 請求人は、審査請求書において、 [REDACTED] [REDACTED] を説明したとする。一方、処分庁は、 [REDACTED] は提出されていないと弁明しており、両者の主張には争いがある。
- (22) 請求人は、審査請求書において、 [REDACTED] [REDACTED] は一切しなかったとする。一方、処分庁は、 [REDACTED] [REDACTED] と弁明しており、両者の主張には争いがある。
- (23) 請求人は、審査請求書において、 [REDACTED] [REDACTED] としている。一方、処分庁は、 [REDACTED] [REDACTED] と弁

とされる。さらに、[redacted] 付けの書面 [redacted]
では、[redacted]

[redacted] と記載している。

- (イ) 保護開始の前後において請求人が行った [redacted] に関する申立て [redacted]
[redacted] あるいは、請求人自身の [redacted]
に関する申立て [redacted]、さらには [redacted] 調査
回答書における [redacted] とする状況からすると、請求人には、当時、
自動車が必要とする緊急性や重要性について、特段の事情があったとは認めら
れないので、請求人が申し立てた上記(イ)の理由は日常生活の便利に用いるため
と考えられ、このような自動車については、生活保護問答集の間3-14にお
いて国が示す見解に照らし、「地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有
を認める段階には至っていない」とされるのであり、処分庁が本件自動車をそ
の保有を容認するに適しない資産として、処分指導したことは、法第4条に照
らし、直ちに、違法とすることはできない。

ウ

[redacted] について、以下検討する。

- (ウ) 生活保護問答集間3-17

「保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有」に関する厚生労働省の見解
については、生活保護問答集の間3-17において、「自宅から勤務先までの交
通手段が確保されている場合には、まず公共交通機関等の利用が可能な保育所
等への転入所や、転職による方法を検討すべきである。」としながらも、次の要
件のいずれをも満たす場合には保有が認められるとしている。

- i. 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、
当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- ii. 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯
との均衡を失しないものであること。
- iii. 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるも
のであること。
- iv. 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。
- v. 当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全く
ないか、あっても転入所がきわめて困難であること。
- vi. 転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効で
あると認められること。

a 請求人は、審査請求書 [redacted] において、 [redacted]
 [redacted]
 [redacted] と主張するが、処分庁は再弁明書において、「このような申出は今回の審査請求書において初めて知ったものである。」と弁明している。

b 確かに、請求人の提出書類及び処分庁の提出書類の中には、本件処分の以前に、請求人が処分庁に対し、 [redacted] [redacted] 旨を申し立てたとする証拠は確認されず、したがって、当庁においては、処分庁は当時、当該事項について認知していなかったものと判断するよりほかないのである。

[redacted] を除くその余の条件について、自動車の保有を検討すれば、請求人の自宅から勤務先については、 [redacted] [redacted] と、請求人が審査請求書において認めているところであるから、自宅から保育所までの道路の状況や距離 [redacted] [redacted] を考慮したとしても、やはり徒歩・自転車等での移動が可能と判断するのが適当であるから、処分庁が本件自動車をその保有を容認するに適しない資産として、処分指導したことは、法第4条に照らし、直ちに、違法とすることはできない。

(イ) 課長通知第3-問12

「障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有」に関する厚生労働省の見解については、課長通知の第3-問12において、次のi~vに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときには、保有が認められるとしている。

- i 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかかな場合であること
- ii 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること。
- iii 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。
- iv 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- v 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計

同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

上記の ii) によれば、自動車以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められることが必要であるところ、請求人の自宅から定期通院先である医療機関まではおおよそ [redacted] と見込まれるところであり、また、当該医療機関よりも請求人の自宅に近い別の医療機関（保護開始当時に請求人が通院していた医療機関はこの条件に該当する）を定期通院先とする 것도可能ではある。このような状況を考慮し、検討してみれば、請求人には、自動車以外に通院等を行うことがきわめて困難とする事情は認められないところであり、処分庁が本件自動車をその保有を容認するに適しない資産として、処分指導したことは、法第4条に照らし、直ちに、違法とすることはできない。

エ 自動車の保有を認めるべき特段の事情の存否について

請求人は、課長通知等の要件を満たさないものがあつたとしても、請求人には、 [redacted] と主張しているから、この点について検討する。

(ア) 請求人には、上記第2の2(4)にあるように、 [redacted] [redacted] 幾つかの困難な状況が重なっていると認められるところであり、中でも [redacted] 及び [redacted] に関することが、自動車の保有に関しては特に重要な事情であると思われる。

(イ) 保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有

a 請求人は、 [redacted] [redacted] [redacted] と主張している。

b これに対し、処分庁は、再弁明書において、「今回の審査請求書において初めて知ったもの」として特段の弁明はしていないが、処分庁から提出された保護申請前後の面接記録や [redacted] の作成した [redacted] 調査回答書から判断すると請求人には稼働能力はなかったか、あつたとしても極めて限定的であつたと思われるところであり、事実、処分庁の援助方針においても、 [redacted] [redacted] の記載はあるものの、請求人に対する就労指導に関する記述は一切認められないところである。

c また、請求人は保護受給中に、 [redacted] [redacted] [redacted] のであり、 [redacted] [redacted] との請求人の主張については、直ちには容認できないのである。

(ウ) [redacted]

a 請求人は、[redacted]
[redacted]
[redacted]との主張をしている。

b これに対し、処分庁は、弁明書において、[redacted]
[redacted]をことから、請求人自らの運転や新幹線等の利用の可能性も含めて何らかの交通手段により長距離、長時間の移動を行い得ると指摘した上で、[redacted]という主張の信憑性は乏しいものである。」と弁明する。

c さらに、処分庁は、[redacted]
[redacted]ことを指摘した上で、[redacted]
[redacted]とした主張については、理解し難いものがある。」
[redacted]
[redacted]と弁明しているところである。

d 上記b及びcに挙げた処分庁の弁明は、これを立証しうる資料がなく、処分庁が抱えている疑念を単に列挙したものにすぎないことから、積極的に採用することはできない。

しかしながら、bにあるように請求人が[redacted]
[redacted]ことについて、請求人は否定していないことに加え、処分庁からの弁明書において、この指摘があったにもかかわらず、その後請求人から提出された反論書及び陳述書において、どのような交通手段を使い[redacted]
[redacted]のかについて言及していないことから、当庁とじて、処分庁が抱く疑念を完全に否定することは困難であると言わざるを得ず、請求人の主張を積極的に採用することもできないのである。

e したがって、[redacted]について、請求人及び処分庁から提出された書面等をもって、請求人の主張及び処分庁の主張のいずれかを直ちに採用することはできない。

(イ) なお、請求人は、[redacted]を指摘するが、保有要件が拡大される傾向にあることが、直ちに、本件において請求人の自動車の保有を認めるべきであったとする理由とはならないものであるし、また、生活保護はナショナルミニマムを確保するための事務として、法定受託事務に分類され、国が保護基準等を制定し、縣市等の各実施機関がその基準等に基づき事務を実施するものであることから、国の定める基準等につき、恣意的に適用範囲を拡大するようなことは厳に慎まなければならないのである。

オ 処分庁の対応について

(7) そもそも保護の実施については、法第9条において「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」といういわゆる「必要即応の原則」に基づくものとされており、保護を実施するに当たっては個々の世帯の状況等を十分に把握したうえで、要保護者の個別的、具体的事情に着眼した運用を行うなど、その個別性、具体性に即応した妥当な取り扱いがなされるべきものである。

また、自動車の保有の認否については、自動車の活用が就労機会の拡大など被保護者あるいは被保護世帯の自立助長に資する場合も少なくはないのであるから、その判断は、特に慎重に行う必要があるものとする。

(1) このような観点から今回の処分庁の対応を検討してみると、以下の点から、その対応が十分であったとは言い難いのである。

a 処分庁は、請求人が保護受給中であつた[]の間に、請求人宅への家庭訪問の実施は、申請時調査を除くと1回しか実施できておらず（この外、訪問不在が2度認められる）、結果として、[]十分な把握ができていなかったと認められる。

b 書面による法第27条の指導指示は、これに従わなかった場合には、保護の停廃止も予定されることから、その運用は慎重を期さなければならぬところ、本件では、上記第4の1(2)にあるように、請求人世帯の状況を十分に把握するには至らない保護開始直後において、これを決定し、通知しているのである。

c []に関する医学的な検討は行われず、就労等の生活状況の変化についても十分な把握が行われぬままに、法第27条に基づく指導指示が繰り返されていた。

d 処分庁から提出された関係書類には、自動車の保有が認められないと判断した根拠が明確に整理されておらず、また、根拠・理由などについて請求人に対し、丁寧な説明を行っていたと窺える記録も見当たらないところであり、請求人の個別的、具体的事情に着眼した検討が十分に行われていたのか疑問である。

(7) したがって、請求人の自動車の保有については、保護の実施機関がケースワークを通じて請求人の生活実態を十分に把握し、主治医、嘱託医等の関係者の意見も踏まえた上で、その個別性、具体性に応じた判断を組織的に行うべきものであると判断する。

(2) 適正手続きについて

請求人は、[]を主張しているので、以下、その点について検討する。

ア 弁明の機会の付与（法第62条第4項）

(7) 請求人は、[redacted] という。

(イ) 法第62条第4項は、保護の実施機関が法第27条指導指示違反を理由とする保護の廃止等の処分をする場合には、被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない、その場合あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知しなければならないと定めている。

なお、法施行規則第19条によれば、法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとされている。

(ウ) これを本件審査についてみると、

a まず、法第62条第4項の規定に基づく弁明の機会の付与について、処分庁は、[redacted]をもって、弁明の日時を[redacted]、また弁明の場所を「福島市福祉事務所地域福祉課保護第一係」として、書面により請求人に通知をしている。また、同通知からは、[redacted]通知で行った書面による法第27条に基づく自動車の処分指示[redacted]に請求人が従わなかったことが処分をしようとする理由であると読み取ることができるのであり、当該通知には違法性は認められない。

b これに対し、[redacted]請求人は処分庁に対し、電話連絡により弁明の期日の変更を申し入れ、処分庁は、この電話連絡に対し、[redacted]ほか複数回に渡り、請求人あてに電話連絡を行ったところ請求人の応答がなかったため、留守番電話に処分庁に連絡をするよう伝言を残したと認められる。

c これについて、請求人は、[redacted]と主張するが、[redacted]のであるから、処分庁からの電話連絡に応じることも、また、後日連絡することも全くなかったとは認め難いところである。

d [redacted]との請求人の指摘については、ケース記録によれば、[redacted]のであるから、弁明の機会の付与について、必要とされる最低限度の配慮はなされていたと認められるものであり、請求人宅を訪問しなかったことが、法第62条第4項に照らし、直ちに、違法とすることはできない。

イ 不利益処分の理由の提示（行政手続法第14条）

- (ア) 請求人は、[REDACTED]
●という。
- (イ) 法第26条には、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないが、法第28条第4項又は法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とするとされている。
- (ロ) また、行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」とし、また、同条第3項では、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。これは、処分の理由を提示することによって、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、併せて処分の相手方の争訟提起の便宜をはかることを目的とされている。
- (ハ) これを本件審査についてみると、
- a 処分庁は、上記第4の1(18)及び(20)にあるように法第27条による自動車の処分指示に従わず、法第62条の規定による弁明の機会を設けるも来所しない上、請求人からの連絡が一切ない状況であるため、法第62条第3項の規定に基づき保護の廃止を決定するとともに、請求人に対して、平成22年9月24日付け保護決定通知書を発出し、請求人はこれを受け取った。
- b 当該保護決定通知書には、決定の理由として、「その他の理由により生活保護を廃止します。」及び「指導・指示違反により生活保護を廃止します [REDACTED] [REDACTED]」と記載されていた。
- c 提示すべき理由の内容・程度については、判例では「処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」とされ、少なくとも根拠規定を示すだけでは理由の記載として不十分であり、どのような事実関係に基づきどのような法規を適用して、当該処分が行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならないとされていることから、当該保護決定通知書に記載された処分理由は、附記理由の程度としては十分とは言えず、行政手続法第14条第1項の趣旨を充足するものではないと判断される。
- d なお、処分庁は、上記第4の1(12)にあるように法第62条第4項の規定による弁明の機会の通知において、自動車の処分指示違反との理由を明示していること、また弁明の機会を活用しないということはその通知内容を容認したと判断できるものであり、これを踏まえた廃止決定通知の説明は不十分とは言えないと弁明しているが、処分理由はその「記載自体から」相手方の知り得るところとならなければならないのであり、相手方が処分理由をたま

57
たま知り得たかどうかは、理由記載の程度を決するにあたって考慮されないものであるから、処分庁の主張は容認できないものである。

(3) 本件処分の相当性について

請求人は本件処分について、

と主張するから、以下この点につき検討する。

ア 法第27条は、保護の目的達成に必要な指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度にとどめなければならないことを定めており、保護の実施機関が法第62条第3項を適用するにあつても、指導又は指示の内容、違反の程度、保護の停止等の必要性等に応じ、必要最小限の内容としなければならないものと解される。

イ また、指導指示違反を理由に被保護者に不利益処分を課す場合には、被保護者の保護の必要性に十分配慮する必要があるとともに、保護の廃止処分については、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であり、被保護者の実情によっては、直ちにその生活を困窮させる場合も少なくないのであるから、処分の相当性の判断においては、処分に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮する必要がある。

ウ さらに、被保護者が書面による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示した課長通知の第11-1問1においては、当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、まず、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととされ、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされており、保護の廃止については、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従っていない場合に、再度行った書面による指導指示にも従わないときには、法第62条の規定による所定の手続を経たうえで、保護を廃止することとされているのである。

また、例外的な取扱いとして、①最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、②法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき、③保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき、のいずれかに該当する場合には、保護の変更や停止によらず、保護を廃止することとされている。

エ これらを本件審査についてみると、

(ア) 当時、請求人は、

のみであった。加えて、請求人には、を要する状況にもあったのであるから、請求人の要保護性は極めて高いものと認められる。

- (イ) 本件処分は、上記第4の1(18)及び(20)にあるとおり保護の変更、停止を経ることなく、直ちに保護の廃止が行われたと認められるところであるから、課長通知の第11-1問1に定める手順を踏まえたものとは言えない。
- (ウ) さらに、上記ウの例外的な取扱い①及び②については、本件では明らかに該当しないものであり、また、処分庁から提出された弁明書、再弁明書及び関係書類の内容からは、本件指導指示に請求人を従わせるためには、保護の廃止がどうしても必要であったとする事情は窺えないところであるから、③についても該当しないと判断される。

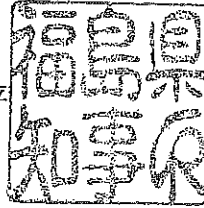
オ したがって、処分庁が指摘する「最初の指導指示から1年以上が経過していること」、また、「処分庁の連絡に対して請求人からの応答がなかったこと」等の事実は認められるところではあるが、前述のとおり請求人世帯においては保護の必要性が高いことに疑問の余地はないのであり、また、本件処分は課長通知に定める取扱いの基準に反するのであるから、本件処分が自動車の処分指導違反に対する最初の処分であったこと、さらには、処分庁の対応に上記第4の2(1)オ(イ)のような問題がみられることを併せて考慮すれば、処分庁が請求人に対し、直ちに保護廃止処分を行ったことは必要最小限度の内容とは言えず、本件処分は、処分の相当性において妥当性を欠いたものと判断される。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は、上記第4の2(2)イ及び(3)について理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成23年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平



(教 示)

この裁決に不服があるときには、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

